

ワンストップ特例申請書 記入例

※寄附日の翌年1月10日甲賀市必着で提出して下さい。
 ※記載内容に間違いがあれば、訂正印を用いて修正して下さい。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日を記入して下さい。

令和 5 年 10 月 2 日 滋賀県 甲賀市長 殿	整理番号	
住所 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町 水口6053番地	フリガナ	コウカ タロウ
	氏名	甲賀 太郎
電話番号 0748-69-2105	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
	生年月日	明・大・昭 平・令 48 . 10 . 2

「個人番号」欄には、あなたの個人番号に関する法律第2条第5項に規定する個人

マイナンバー（個人番号）をご記入ください。また、申請書とあわせて本人確認書類等の提出が必要となります。詳しくはホームページをご確認ください。

あなたが支出した地方税法第37条の2「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事 **受領証明書に記載の受領年月日と寄附金額を記入してください。**

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 10 月 2 日	30,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）と見込まれる者をいいます。 (1) と どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	<input checked="" type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である (注) 地方税法附則第7条第2項の特例対象年の1月1日からの知事又は市町村若しく	<input checked="" type="checkbox"/>

確定申告及び住民税申告をする必要のない方のみ、チェックしてください。
確定申告又は住民税申告をされる場合は、この用紙を提出する必要はありません。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下である場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数です。）

(切り取らないでください。)

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地	受付日付印
氏名	甲賀 太郎 殿	

受付団体名	
-------	--

ご記入後、記入事項、添付書類を確認の上、下記へ送付ください。
 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
 甲賀市役所総合政策部政策推進課
 ふるさと納税ワンストップ申請係